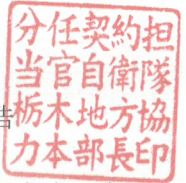


公 告

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部
本部長 加藤 浩



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ、参加されたい。

1 入札事項

| 契約実施計画番号 | 調達要求番号 | 物品番号 | 仕様書番号 |
|--------------|--------|------|-------|
| 4PDA10000030 | C10017 | | 総-1 |
| 品名 及び 数量 | | | |
| 庁舎清掃役務 | | ST | 1 |
| 部品番号 または 規格 | | | |
| 仕様書のとおり | | | |

2 競争参加資格

- (1) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書を受けた者のうち「役務の提供」がD等級以上に格付けされており、競争参加地域が「関東・甲信越」地域の競争資格を有す者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者（協力者を含む。）
- (4) 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でないもの
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項等を示す場所

自衛隊栃木地方協力本部総務課

4 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認等が必要な場合は個別に対応するので、申し出ること。

5 入 札

- (1) 場所 宇都宮地方合同庁舎3階小会議室
- (2) 令和6年2月14日（水）13時10分

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金

額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札書に記載すべき事項

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について契約いたします。

9 保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

10 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を徴収する。

11 特約条項

次の各号に規定する特約条項を、別紙のとおり定める。

- (1) 談合等の不正行為に関する特約条項 別紙1
- (2) 暴力団排除に関する特約条項 別紙2

12 入札の無効

- (1) 入札資格のない者が入札した場合
- (2) 入札に関する条件に違反して入札した場合
- (3) 入札金額・入札者の氏名及び押印の印影が判別しがたい入札
- (4) 電話・電報・FAX等による入札
- (5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

13 契約書の作成の有無

契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円を超えた場合は契約書を作成すること。

14 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は必ず資格決定通知書（写し）を提出すること。また、代表者以外が入札に参加される場合は必ず委任状を提出すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 郵便による入札の場合、封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、令和6年2月13日（火）17時00分自衛隊栃木地方協力本部必着とする。原則として初度入札のみ有効とし、再度入札は辞退を条件に認めるものとする。また事前に郵送による入札を行う旨を連絡すること。

15 問い合わせ先

〒320-0043
栃木県宇都宮市桜5丁目1番13号
宇都宮地方合同庁舎
自衛隊栃木地方協力本部 契約担当 池田
電話：028-634-3385

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。））及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作成年月日 6. 1. 15
作成部課等 総 務 課

仕 様 書

- 1 件 名 : 庁舎清掃役務
- 2 場 所 : 栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎
- 3 期 間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 適用範囲
この仕様書は、宇都宮地方合同庁舎において実施する庁舎清掃役務について規定する。
- 5 引用文書
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書における最新版とする。
国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書」
- 6 一般事項
この仕様書の内容に疑義又は明示がない場合は、検査官と協議のうえ内容を確認すること。
- 7 役務に関する要求
 - (1) 日常清掃
 - ア 役務の内容
宇都宮地方合同庁舎の日常清掃を実施
なお、清掃場所・清掃項目等については別紙第1、遊離残留塩素測定については付紙第1による。
 - イ 清掃員は1名を常駐とし、作業終了後「共用部分清掃日誌」を毎日提出し、担当職員の確認を受ける。
なお、共用部分清掃日誌は付紙第2による。
 - ウ 勤務時間
平日午前9時から午後4時までとする。
 - (ア) 平日とは開庁日をいい、月曜日から金曜日とし休日を除くものとする。
 - (イ) 休日とは土日・祝祭日、振替休日並びに12月29日から1月3日までの間をいう。
 - エ 消耗品及び材料
 - (ア) 作業実施のために必要な機械器具及び資材並びに消耗品等は、全て請負業者の負担とする。
 - (イ) ごみ袋及びトイレトペーパーについては、官側支給とする。

(ウ) 遊離残留塩素測定キット及び測定用試薬については、官側支給とする。

(2) 定期清掃

ア 宇都宮地方合同庁舎の定期清掃を実施する。

なお、細部清掃項目等は別紙第2による。

イ 消耗品及び材料

作業実施のために必要な機械器具及び資材並びに消耗品等は、全て請負業者の負担とする。

8 その他の指示

(1) 提出書類

ア 請負業者は、次に示す書類を検査官へ提出するものとする。

役務開始前までに、現場代理人等指名通知書、現場代理人略歴書

イ 役務完了後に役務完了届及び、その他マニフェスト等必要とする書類
土砂等処分場に持ち込んだ際は、マニフェストを速やかに提出すること。

なお、最終提出期限は令和7年3月21日までとする。

(2) 安全管理

ア 作業に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、職員並びに来客の通行等に支障のないように注意すること。

イ 作業により不具合事項を発見した場合は、速やかに検査官に報告すること。

(3) 日常及び定期清掃により発生した土砂等の中庭、犬走等庁舎敷地内への投棄を禁止する。

ただし、処分量が少量である等、都度、処分場へ搬入することが不経済である場合は合同庁舎敷地内での一時留置につき検査官と協議することができる。

宇都宮地方合同庁舎共用部分清掃(日常清掃)

| 階 | 清掃場所 | 面積(m ²) | 床材質 | 清掃内容 | 備考 |
|---------|----------|---------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|---------|
| | | | | 毎日清掃 | |
| 一階 | 玄関ホール | 20.60 | 磁器タイル | 床面の掃き拭き・自動ドア磨き・備付品の清掃・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃 | |
| | 風除室 | 11.80 | 磁器タイル | 床面の掃き拭き・自動ドア磨き・備付品の清掃・壁面低所の塵払い | |
| | 湯沸室 | 1.20 | モザイクタイル | 床面の掃き拭き・流し場清掃・茶ガラ等の処理 | |
| | 通路 | 8.10 | Pタイル | 床面の掃き拭き | |
| | 便所 | 1.10 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 | |
| | 便所(身障者用) | 9.08 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 | |
| | 車寄 | 56.30 | 磁器タイル | 床面の掃き拭き | |
| | 車庫(周辺含む) | 300.30 | モルタル | 床面の掃き拭き及び清掃 | |
| シャワー室 | 1.75 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き | | |
| 二階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務室入口マットの清掃 | |
| | 廊下 | 59.10 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・流し場清掃・茶ガラ等の処理 | |
| | 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 | |
| 三階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務室及び会議室入口マットの清掃 | |
| | 廊下 | 34.90 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い | |
| | 大会議室 | 138.59 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い | |
| | 小会議室 | 73.81 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・流し場清掃・茶ガラ等の処理 | |
| 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 | | |
| 四階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務室入口マットの清掃 | |
| | 廊下 | 34.70 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・流し場清掃・茶ガラ等の処理 | |
| | 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 | |
| 五階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務室入口マットの清掃 | |
| | 廊下 | 34.70 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・流し場清掃・茶ガラ等の処理 | |
| | 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 | |
| 塔屋 | 階段・屋上 | 244.00 | Pタイル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・手摺の拭き掃除・灰皿 | |
| | 庁舎周辺駐車場内 | | | ゴミ等の拾い掃き・土砂等の除去 | |
| | 遊離残留塩素測定 | | | 1階多目的トイレで水道水を採取し測定(週1回) | 資材は官側支給 |
| | 計 | 1,236.03 | | | |

・庁舎周辺駐車場で除去した土砂等は産業廃棄物として処分後は、マニフェストを提出すること。

| 年 月 日 曜日 天気 | | |
|-------------|--------------|-------------------------------------------|
| 総務課長 | | 担当 |
| 階 | 清掃場所 | 清掃内容 |
| 一階 | 玄関ホ一ル | 床面の掃き拭き・自動ドア磨き・備付品の清掃・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃 |
| | 風除室 | 床面の掃き拭き・自動ドア磨き・備付品の清掃・壁面低所の塵払い |
| | 通路 | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 |
| | 居間(宿直室) | 床面の掃き拭き・備付品の清掃・壁面低所の塵払い |
| | 湯沸室(宿直室) | 床面の掃き拭き・流し場所清掃・茶殻等の処理 |
| | シャワールーム(宿直室) | 床面の掃き拭き・壁面低所の拭き・排水口の汚物処理 |
| | 便所(宿直室) | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 |
| | 便所(身障者用) | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 |
| | 車寄 | 床面の掃き拭き |
| 二階 | ホ一ル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務所入口マットの清掃 |
| | 廊下 | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い |
| | 湯沸室 | 床面の掃き拭き・流し場所清掃・茶殻等の処理 |
| | 便所(男・女) | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 |
| 三階 | ホ一ル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務所入口マットの清掃 |
| | 廊下 | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い |
| | 湯沸室 | 床面の掃き拭き・流し場所清掃・茶殻等の処理 |
| | 便所(男・女) | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 |
| 四階 | ホ一ル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務所入口マットの清掃 |
| | 廊下 | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い |
| | 湯沸室 | 床面の掃き拭き・流し場所清掃・茶殻等の処理 |
| | 便所(男・女) | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 |
| 五階 | ホ一ル | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・ゴミ箱の清掃・事務所入口マットの清掃 |
| | 廊下 | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い |
| | 湯沸室 | 床面の掃き拭き・流し場所清掃・茶殻等の処理 |
| | 便所(男・女) | 床面の掃き拭き・陶器洗浄・汚物処理・トイレトペーパー及び石鹼水補充・鏡化粧台の清掃 |
| 屋上階 | ホ一ル | 床面の掃き・壁面低所の塵払い・灰皿の清掃 |
| 塔屋階 | 一段 | 床面の掃き拭き・壁面低所の塵払い・手摺の拭き掃除・1階階段前マットの清掃 |
| 庁舎周辺駐車場内 | | ゴミ等の拾い掃き・土砂等の除去 |
| 遊離残留塩素測定 | | 1階多目的トイレで水道水を採取し測定(週1回) |

| 作業内容 | 作業箇所 |
|-------------|------|
| 各階床面の掃き拭き | |
| 各階壁面低所の塵払い | |
| 玄関自動ドア磨き | |
| 備付品の清掃 | |
| 灰皿の清掃 | |
| ゴミ箱の清掃 | |
| 流し場の清掃 | |
| 茶殻等の処理 | |
| 便所陶器洗浄 | |
| 汚物処理 | |
| 鏡化粧台の清掃 | |
| トイレトペーパーの補充 | |
| 石鹼水の補充 | |
| 事務所入口マットの清掃 | |
| 会議室入口マットの清掃 | |
| 1階階段前マットの清掃 | |
| 庁舎周辺駐車場内 | |

| 作業者 |
|-----|
| |

| 消耗品 | 使用量 |
|----------|-----|
| トイレトペーパー | |
| ゴミ袋(20L) | |
| ゴミ袋(45L) | |
| ゴミ袋(90L) | |
| 備考 | |

宇都宮地方合同庁舎共用部分清掃(定期清掃)

| 階 | 清掃場所 | 面積(m ²) | 床材質 | 清掃内容 | 備考 |
|------------|----------|---------------------|---------|---------------------------------------|------------------------|
| | | | | 定期清掃 | |
| 一階 | 玄関ホール | 20.60 | 磁器タイル | 床面毎月1回洗浄及びワックス塗布 | |
| | 風除室 | 11.80 | 磁器タイル | 床面毎月1回洗浄及びワックス塗布 | |
| | 湯沸室 | 1.20 | モザイクタイル | 床面毎月1回洗浄 | |
| | 通路 | 8.10 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 便所 | 1.10 | ビニル床タイル | 床面毎月1回洗浄 | |
| | 便所(身障者用) | 9.08 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 車寄 | 56.30 | 磁器タイル | 床面毎月1回洗浄及びワックス塗布 | |
| 二階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 廊下 | 59.10 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| 三階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 廊下 | 34.90 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 大会議室 | 138.59 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 小会議室 | 73.81 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| 四階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 廊下 | 34.70 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| 五階 | ホール | 35.90 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 廊下 | 34.70 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 湯沸室 | 1.90 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| | 便所(男・女) | 13.70 | ビニル床タイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| 塔屋 | 階段 | 244.00 | Pタイル | 床面年4回(6月1回、9月1回、12月1回、3月1回)洗浄及びワックス塗布 | |
| 計 | | 933.98 | | | |
| 各階共用部分窓 | | 185.00 | | 窓ガラス(内面)拭き年2回(6月1回、12月1回) | |
| 屋上及びペントハウス | | 30.00 | | 排水溝土砂等除去年2回(5月1回、11月1回) | 除去した土砂等は敷地犬走等に廃棄しないこと。 |
| 駐輪場 | | 46.60 | | ゴミ等の拾い掃き、土砂等除去(月1回) | 除去した土砂等は敷地犬走等に廃棄しないこと。 |
| 屋外側溝 | | | | 側溝土砂等除去年1回(11月1回) | 除去した土砂等は敷地犬走等に廃棄しないこと。 |
| 排水口洗浄 | | | | 配管洗浄剤を用いた各階流し、洗面台及びうがい器排水口洗浄(月1回) | |

- ・床面については、ポリッシャーで洗剤洗浄を行い、乾燥後ワックス塗布(ジョンソン樹脂ワックス)し、ポリッシャーで仕上げを行う。
- ・机、ロッカー等の移動が困難な備品の他は、極力移動し、その下も清掃する。終了次第、移動したものを元の位置に移すこと。
- ・屋上、ペントハウス、駐輪場及び屋外側溝で除去した土砂等は産業廃棄物として処分後は、マニフェストを提出すること。